

(仮称)利根町自治基本条例

子どものまちづくりへの参加，子育て及び教育の推進について(素案)

(子どものまちづくりへの参加)

第〇条 町民及び町は，子どもを将来のまちづくりの担い手として尊重し，子どもがまちづくりに参加できるよう努めます。

〈参考〉龍ヶ崎市

(こどものまちづくりへの参加)

第7条 市民，議会及び執行機関は，将来のまちづくりの担い手であるこどもを社会の一員として尊重し，それぞれの年齢に応じて，まちづくりに参加できる環境整備に努めるものとする。

※こども・・・(龍ヶ崎市)あえて年齢を指定しない。歴史・伝統に関わる行事からボランティア活動など，町政に対し直接的に意見を表明するものに限らず，様々な活動を想定。次世代の人材育成につなげる。

(子育て・子育て及び教育の推進)

第〇条 町民及び町は，子育て・子育て及び教育に関するそれぞれの役割を認識し，子どもが健やかに成長できる環境を確保するとともに，将来のまちづくりの担い手となる人材の育成に努めます。

〈参考〉余市町

(子育て及び教育の推進)

第19条 家庭、町民、学校等及び町は、深い連携によって、次代を担う子どもたちの健やかな成長及び郷土愛を育むための特色ある教育に取り組み、あわせて、まちづくりの担い手となる人材を育成するよう努めます。

2 家庭は、子育ての主体となり、子どもを守り、しつけ、心身の健康を維持するよう努めます。

3 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と子育ての推進に努めます。

4 学校等は、保護者、地域とともに子どもに対する知育、徳育、体育、食育等の充実に努めます。

5 町は、子育て及び教育に関し必要な政策を実施するものとします。